

Ⅷ 『アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書』の記載方法について

- 注：1. この変更許可申請書は、アルコールの用途又は使用方法を変更（追加を含む。）しようとする場合に必要となります。
2. 提出は、事前に主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

用途、使用方法の別とともに変更の内容を記載してください。

記載例

- ①新たな用途にアルコールを使用する場合は、「用途の追加」
- ②既に許可を得ている用途における新商品の製造の場合は、「使用方法の追加」
- ③既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合は、「整理番号〇〇番、製品名〇〇の使用原単位の変更」
- ④①～③の変更に伴い使用設備の能力を変更する場合には、末尾に「及び使用設備の能力変更」と付記
- ⑤①～③の変更に伴い使用設備の構造を変更する場合には、末尾に「及び使用設備の構造変更」と付記
※使用設備の構造変更の内容が追加のみである場合は（追加）と、削除のみである場合は（削除）と付記してください。
- ⑥①～③の変更に伴い貯蔵設備の能力を変更する場合には、末尾に「及び貯蔵設備の能力変更」と付記
- ⑦①～③の変更に伴い貯蔵設備の構造を変更する場合には、末尾に「貯蔵設備の構造変更」と付記
※貯蔵設備の構造変更の内容が追加のみである場合は（追加）と、削除のみである場合は（削除）と付記してください。

2. 【使用施設の名称及び所在地】

- ①使用施設の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号^{*2}を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ②使用施設が複数ある場合には、当該変更を行う使用施設の全てについて記載してください。
※2 事業場整理番号とは、アルコール使用許可書に記載された使用施設ごとの整理番号のことを指します。

3. 【変更前】及び【変更後】

- ①変更内容が「追加」である場合には変更前欄の記載は要しません。例えば、「用途の追加」の場合には、変更後欄に新たに追加する用途の用途番号及び用途名、並びに使用方法整理番号を記載してください。「使用方法の追加」の場合には、変更後欄に新たに追加する製品等に係る用途番号及び用途名並びに使用方法整理番号を記載してください。
- ②これらの変更にともなつて、「使用設備の構造変更（追加）」する場合には、変更後欄に使用方法整理番号とともに使用に係る各設備の名称及び能力を記載してください。（「追加す

- る各設備の名称及び能力一覧のとおり」等と記載し、別葉としても差し支えありません。）
- ③また、貯蔵設備の能力及び構造が変更する場合には、変更後欄に変更後の能力及び構造（容量及び基数）を記載してください。

記載例

- ・家庭用合成洗剤の製造を用途追加する場合
変更後欄に「1-58 家庭用合成洗剤、整理番号〇〇番～〇〇番」
- ・既に許可を得ている化粧品で使用方法を追加する場合
変更後欄に「1-55 化粧品、整理番号〇〇番～〇〇番」

- ④これらの変更にもなつて、「使用設備の構造変更（削除）」する場合には、変更前欄に使用方法整理番号とともに使用に係る各設備の名称及び能力を記載してください。（「削除する各設備の名称及び能力一覧のとおり」と記載し、別葉としても差し支えありません。）
- ⑤変更内容が既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合は、変更前、変更後の各欄に使用方法整理番号及び使用原単位をそれぞれ記載してください。
- ⑥変更内容が「使用設備の能力変更」又は「貯蔵設備の能力変更」である場合は、変更前、変更後の各欄にその能力を記載してください。

4. 【変更予定年月日】

変更する予定年月日を記載してください。変更事項が複数ある場合には変更予定の最も早い日付としてください。

5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

記載例

- ①変更内容が用途の追加又は使用方法の追加である場合、「新製品の製造のため」
- ②変更内容が既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合は、「原料としてのアルコール添加量（率）の変更のため」

6. 【添付書類】

許可事項の変更にもなつて、既に提出済みの申請書添付書類等に変更があるときは、当該変更するものの又は変更後のものの添付書類の添付が必要となります。（次表参照）

書類の添付を必要とする例

- ①例えば、変更内容が用途の追加、使用方法の追加又は既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合には、当該追加するものの又は変更後のものの**アルコール使用明細書**の添付が必要となります。
- ②①変更にもなつて、Ⅲ『使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配置図』に変更がある場合には、変更後のものの添付が必要となります。

③①の変更にもなって貯蔵設備の構造等に変更がある場合には構造図の添付が必要となります。

添付書類 \ 変更申請区分	用途の追加	使用方法の追加	使用原単の変更
アルコール使用明細書	○	○	○
回収アルコールに関する事項	△	△	△
計測機器の名称、形式、基数一覧	△	△	△
貯蔵設備の構造図	△	△	△
移送配管の容積を計算した書面	△	△	△
事業場平面図	◎	△	△

○当該変更に係る書類の添付を要すもの

◎当該変更後の書類の添付を要すもの

△当該変更にもなって書類の添付が必要となる場合があるもの

7. 【登録免許税】

平成18年4月1日から使用施設ごとのアルコールの用途(別表1「アルコール事業法物品分類表」)の増加に係る変更の許可に対し、1万5千円の登録免許税が課せられることとなりました(使用方法の追加及び使用原単位の変更は課税されません。)。許可申請者は、銀行又は郵便局等に備え付けの納付書で現金(1万5千円)を納付し、その領収証書の正本を許可証に添付される登録免許税納付届の裏面に貼付の上、提出してください。なお、納税地は、許可申請者の所在地ではなく、各経済産業局の所在地となります。